

6 国際課税

- (1) 特別国際金融取引勘定において経理された預金等の利子の非課税の対象となる債券の買戻又は売戻条件付売買取引から生ずる差益の範囲等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第3条の2の2、第27条の2、第39条の30関係)
- (2) 投資組合契約を締結している外国組合員に対する課税の特例について、投資組合事業に係る業務執行を行わないこととの要件における業務執行とされる行為の範囲、投資組合財産に対する持分割合の計算方法等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第26条の30、第39条の33関係)
- (3) 国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が行う内国法人の株式等の譲渡による所得について、投資組合契約を締結している場合の課税要件の判定における特殊関係株主等の範囲の特例を定めることとする。(租税特別措置法施行令第26条の31、第39条の33の2関係)

(注) 上記の改正は、国内に恒久的施設を有しない非居住者又は外国法人が平成21年4月1日以後に行う株式等の譲渡について適用する。(附則第18条、第33条関係)

- (4) 内国法人等の特定外国子会社等に係る所得の課税の特例等について、次の改正を行うこととする。

- ① 特定外国子会社等が子会社(特定外国子会社等が発行済株式等の25%以上の株式等を、配当等の額の支払義務が確定する日以前6月以上引き続き有している法人をいう。)から受ける配当等の額は、当該特定外国子会社等の適用対象金額の計算上控除する。なお、その控除は、確定申告書に明細書の添付がある場合に限り、適用する。(租税特別措置法施行令第39条の15、第39条の115関係)

(注) 上記の改正は、特定外国子会社等の平成21年4月1日以後に開始する事業年度に係る適用対象金額の計算について適用する。(附則第27条、第41条関係)

- ② 特定外国子会社等の課税対象金額に係る外国税額控除の適用を受けた外国法人税の額が後に減額された場合において、その減額に係る事業年度の

控除対象外国法人税額からその減額された外国法人税の額を控除する等の措置の適用については、外国税額控除の適用を受けた事業年度開始の日後 7 年以内に開始する各事業年度において減額された場合に限る。(租税特別措置法施行令第 39 条の 18、第 39 条の 118 関係)

(注) 上記の改正は、内国法人の平成 21 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度において減額される外国法人税の額について適用する。(附則第 27 条、第 41 条関係)

③ 特殊関係株主等である内国法人等に係る特定外国法人に係る所得の課税の特例における適用対象金額の計算等について所要の改正を行う。(租税特別措置法施行令第 39 条の 20 の 3、第 39 条の 120 の 3 関係)

(5) 国内源泉所得とみなされる外国法人の発行する割引債の償還差益の範囲を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 39 条の 33 の 3 関係)

7 減価償却の特例等

(1) 試験研究を行った場合の特別税額控除制度について、試験研究費として税額控除の対象となる鉱工業技術研究組合法の規定により賦課される費用を同法の改正後の技術研究組合法の規定により賦課される費用とすることとする。

(租税特別措置法施行令第 5 条の 3、第 27 条の 4 関係)

(2) 事業基盤強化設備を取得した場合等の特別償却又は特別税額控除制度について、対象となる特定旅館業用の設備を財務大臣が指定するものから国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。 (租税特別措置法施行令第 5 条の 6、第 27 条の 7、第 39 条の 42 関係)

(3) 船舶の特別償却制度について、次のとおり見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第 5 条の 10、第 28 条、第 39 条の 46 関係)

① 特別償却割合が 100 分の 18 (原則 100 分の 16) となる環境への負荷の低減に著しく資する内航船舶の範囲を定める。

② 対象となる船舶を財務大臣が指定するものから国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

(4) 地震防災対策用資産の特別償却制度について、次のとおり見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第 5 条の 11、第 28 条の 4 関係)

- ① 地震防災対策用資産に係る措置の対象となる地震防災対策強化地域の範囲を拡充する。
- ② 地震防災対策用資産に係る措置の対象となる資産を緊急地震速報受信装置等で内閣総理大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。
- (5) 事業革新設備の特別償却制度について、対象となる関連法人の範囲から認定共同事業再編計画及び認定技術活用事業革新計画に係るものを除くこととする。(租税特別措置法施行令第28条の6、第39条の51関係)
- (6) 特定電気通信設備等の特別償却制度について、対象となる特定電気通信設備等の範囲を総務大臣が財務大臣と協議して指定するものとすることとする。(租税特別措置法施行令第5条の13、第28条の7、第39条の52関係)
- (7) 新用途米穀加工品等製造設備の特別償却制度について、対象となる新用途米穀加工品等製造設備の範囲等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第6条の2の2、第28条の8の2、第39条の53関係)
- (8) 特定地域における工業用機械等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第6条の3、第28条の9関係)
 - ① 半島振興対策実施地域に係る措置及び半島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置の適用期限を2年延長する。
 - ② 過疎地域に係る措置の適用期限を1年延長する。
 - ③ 離島振興対策実施地域に係る措置及び離島振興対策実施地域のうち過疎地域に類する地区に係る措置の適用期限を2年延長する。
 - ④ 奄美群島に係る措置及び奄美群島のうち過疎地域に類する地区に係る措置について、対象となる事業に情報サービス業等を加えるとともに、その適用期限を2年延長する。
 - ⑤ 振興山村に係る措置について、対象となる事業等及び適用期限を定める。
- (9) 医療用機器等の特別償却制度について、次のとおり見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第6条の4、第28条の10、第39条の58関係)
 - ① 高度な医療の提供に資する医療用機器及び先進的な医療用機器に係る措置について、対象となる機器の範囲を定める。
 - ② 医療の安全の確保に資する医療用機器に係る措置について、対象となる機器を厚生労働大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

③ 新型インフルエンザ対策に資する医療用機器に係る措置について、対象となる機器の範囲を定める。

(10) 特定再開発建築物等の割増償却制度について、都市再開発法の施設建築物に係る措置の対象となる市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新に著しく資する建築物の細目を定めることとする。(租税特別措置法施行令第7条の2、第29条の5、第39条の64関係)

(11) 倉庫用建物等の割増償却制度について、次のとおり見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第8条、第29条の6関係)

① 対象となる物資の流通の拠点区域に鉄道の貨物駅の周辺地域を加える。

② 対象となる倉庫用建物等を国土交通大臣が財務大臣と協議して指定するものとする。

(12) 植林費の損金算入の特例について、対象から除かれる植林費に係る補助金等の交付を受けた法人の規模を定めることとする。(租税特別措置法施行令第29条の7、第39条の67関係)

8 その他

(1) 法人課税信託の受託者等に関する通則について、中小企業者等の範囲から法人課税信託の受託法人を除外する措置に中小企業者等以外の法人の欠損金の繰戻しによる還付の不適用制度を加えることとする。(租税特別措置法施行令第1条の2関係)

(2) 農地制度の見直しに伴い、次のとおり見直しを行うこととする。

① 農地保有の合理化等のための農地等を譲渡した場合の800万円特別控除の適用対象に、農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化団体に農用地区域内にある農地等を譲渡した場合を加える。(租税特別措置法施行令第22条の9、第39条の6関係)

② 特定の基金に対する負担金等の損金算入の特例における一定の農地売買等事業及び研修等事業を行う法人の基金に対する負担金に係る措置について、農業経営基盤強化促進法の改正により農地利用集積円滑化事業が創設されることに伴う所要の整備を行う。(租税特別措置法施行令第18条の4、第39条の22関係)

- ③ 農地利用集積円滑化事業を行う法人が農用地を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、その適用対象となる法人の範囲及び農用地の取得が行われる区域を定める。(租税特別措置法施行令第 42 条の 4 関係)
- ④ 農地利用集積円滑化事業により農用地等を取得した場合の所有権の移転登記の税率の軽減措置について、その適用対象となる農業を営む者の範囲、取得される土地の範囲及びその土地の取得が行われる区域を定める。(租税特別措置法施行令第 42 条の 5 関係)
- (3) 農業経営基盤強化準備金制度について、一定の推定相続人に農業経営基盤強化準備金に係る事業の全部を譲渡した個人が、その年において青色申告の提出の承認を取り消された場合等における総収入金額に算入すべき金額等を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 16 条の 2 関係)
- (4) 中小企業等の貸倒引当金の特例について、中小企業の法定繰入率の適用措置の対象となる割賦購入あっせん業を割賦販売法の改正後の同法の包括信用購入あっせん業及び個別信用購入あっせん業とすることとする。(租税特別措置法施行令第 33 条の 9、第 39 条の 86 関係)
- (5) 特定目的会社に係る課税の特例について、次のとおり見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第 39 条の 32 の 2 関係)
- ① 支払配当等の損金算入の要件である特定社債の引受先要件及び特定目的借入れの借入先要件における引受先及び借入先の範囲に特定債権流動化特定目的会社を加える。
- ② 配当可能利益の額の範囲を定める。
- (6) 投資法人に係る課税の特例について、次のとおり見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第 39 条の 32 の 3 関係)
- ① 投資法人に関する法令の規定において投資法人の合併交付金の取扱いが明確化されたことに伴い、損金算入の対象となる配当等の額の範囲等に配当見合いの合併交付金を含めることを明確化する。
- ② 配当可能利益の額の範囲を定める。
- (7) 特定目的信託に係る受託法人の課税の特例について、分配可能利益の額の範囲を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 39 条の 35 の 2 関係)

- (8) 特定投資信託に係る受託法人の課税の特例について、分配可能収益の額の範囲を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 39 条の 35 の 3 関係)
- (9) 認定事業再構築計画等に基づき行う登記の税率の軽減措置について、適用対象となる認定事業再構築計画に係る事業の構造の変更の範囲を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 42 条の 7 関係)
- (10) 認可地縁団体が特例民法法人から残余財産を取得した場合の不動産の所有権等の移転登記に対する免税措置について、適用対象となる認可地縁団体の範囲を定めることとする。(租税特別措置法施行令第 44 条の 2 関係)
- (11) 特定離島路線航空機に積み込まれる航空機燃料に係る航空機燃料税の税率の特例について、特定離島路線の範囲に離島と他の離島との間の路線を追加する等の見直しを行うこととする。(租税特別措置法施行令第 50 条の 4 関係)
- (12) その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成 20 年政令第 161 号）の一部改正（第 2 条関係）

- 1 平成 21 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間の上場株式等の配当所得に対する税率を 7 %軽減税率とすることに伴う所要の整備等を行うこととする。(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第 9 条関係)
- 2 認定特定非営利活動法人に対する寄附金の損金算入等の特例における認定の要件について、初回又は 2 回目の認定を受けようとする法人が平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間に申請を行う場合のその認定に係る実績判定期間を 2 年（原則 5 年）とすることができることとする。(租税特別措置法施行令の一部を改正する政令附則第 44 条関係)
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 施行期日

この政令は、別段の定めがあるものを除き、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとする。(附則第 1 条関係)

(6) 阪神・淡路大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令要綱

[平成 21. 3. 31 閣議決定]

- 1 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例について、認定長期優良住宅に係る控除額の特例の創設に伴い、二以上の住宅借入金等がある場合の住宅借入金等特別控除額の計算方法に関する規定の整備を行うこととする。(第 14 条の 2 関係)
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。
- 3 この政令は、平成 21 年 4 月 1 日から施行することとする。

二 地方税関係

1. 法律案要綱

地方税法等の一部を改正する法律案要綱

[平 21. 1. 27 閣議決定]

現下の経済・財政状況等を踏まえ、安心して活力ある経済社会の実現に資する観点から、個人住民税における新たな住宅借入金等特別税額控除の創設、上場株式等の配当等及び譲渡所得等に係る個人住民税の税率の特例措置の延長等、土地及び住宅に係る不動産取得税の税率の引下げ措置の延長、平成 21 年度評価替えに伴う土地に係る固定資産税及び都市計画税の税負担の調整、環境への負荷の少ない自動車に係る自動車取得税の税率の引下げ等の特例措置の拡充、軽油引取税等の一般財源化等を行うとともに、非課税等特別措置の整理合理化等を行うこととし、次のとおり地方税法等の一部を改正するものとする。

第一 地方税法に関する事項

一 道府県民税及び市町村民税

- 1 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う法人税割額の控除・還付制度について、会社更生法の規定による更生手続開始の決定等の事実が生じた場合に仮装経理法人税割額の還付を請求することができることとするほか、還付の方法等について所要の規定の整備を行うこと。(第 53 条、第 321 条の 8 関係)
- 2 所得割の納税義務者が住宅の取得等をして平成 11 年から平成 18 年まで又は平成 21 年から平成 25 年までの間に居住の用に供した場合、前年分の所得税に係る住宅借入金等特別税額控除額から前年分の所得税の額（住宅借入金等特別税額控除等の税額控除の適用があった場合には、その適用がなかったものとして計算した額）を控除した金額につき、道府県民税についてはその 5 分の 2 に相当する金額（所得税の課税総所得金額等の合計額の 100 分の 2 に相当する金額（当該金額が 39,000 円を超える場合には、39,000 円）を限度とする。）を、市町村民税についてはその 5 分の 3 に相当する金額（所得税の課税総所得金額等の合計額の 100 分の 3 に相当する

金額（当該金額が 58,500 円を超える場合には、58,500 百円）を限度とする。）を、それぞれ所得割の額から控除するものとする。こと。（附則第 5 条の 4 の 2 関係）

- 3 土地の譲渡等に係る事業所得等に係る課税の特例の適用停止措置の期限を平成 25 年 12 月 31 日まで延長すること。（附則第 33 条の 3 関係）
- 4 個人が、平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に取得（特別の関係がある者からの取得並びに相続、遺贈、贈与及び交換によるものその他一定のものを除く。）をした国内にある土地等で、その年 1 月 1 日において所有期間が 5 年を超えるものの譲渡をした場合には、当該土地等に係る長期譲渡所得の金額から 1,000 万円（当該長期譲渡所得の金額が 1,000 万円に満たない場合には、当該長期譲渡所得の金額）を控除するものとする。こと。（附則第 34 条関係）
- 5 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例の適用期限を平成 26 年度まで延長すること。（附則第 34 条の 2 関係）
- 6 特定管理株式が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例の適用対象に、平成 21 年 1 月 4 日において特定管理株式であった株式で同年 1 月 5 日に特定管理口座から払い出されたもののうち、同日以後に当該株式と同一銘柄の株式を売買していないことが証明されたものを追加すること。（附則第 35 条の 2 の 2 関係）
- 7 先物取引に係る雑所得等の課税の特例の対象に、平成 22 年 1 月 1 日以後に行う金融商品取引法第 2 条第 1 項第 19 号に掲げる有価証券で金融商品取引所に上場されているものに表示される権利の行使若しくは放棄又は当該有価証券の一定の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得を追加すること。（附則第 35 条の 4 関係）

二 事業税

- 1 仮装経理に基づく過大申告の場合の更正に伴う付加価値割額、資本割額、所得割額又は収入割額の控除・還付制度について、会社更生法の規定によ

る更生手続開始の決定等の事実が生じた場合に仮装経理事業税額の還付を請求することができることとするほか、還付の方法等について所要の規定の整備を行うこと。(第 72 条の 24 の 10 関係)

2 次のとおり課税標準の特例措置の適用期限を延長すること。(附則第 9 条関係)

(一) 北海道旅客鉄道株式会社、四国旅客鉄道株式会社及び九州旅客鉄道株式会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること。

(二) 預金保険法に規定する承継銀行及び協定銀行に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること。

(三) 銀行等保有株式取得機構に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること。

(四) 関西国際空港株式会社及び関西国際空港株式会社法に規定する指定造成事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること。

(五) 中部国際空港の設置及び管理に関する法律に規定する指定会社に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること。

(六) 大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法に規定する特定鉄道事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること。

(七) 東京湾横断道路の建設に関する特別措置法に規定する東京湾横断道路建設事業者に係る資本割の課税標準の特例措置の適用期限を平成 26 年 3 月 31 日まで延長すること。

(八) 電気供給業を行う法人が他の電気供給業を行う法人から電気事業法に規定する託送供給を受けて一定の電気の供給を行う場合における課税標準である収入金額の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。

3 次に掲げる課税標準の特例措置を廃止すること。

(イ) 株式会社産業再生機構に係る資本割の課税標準の特例措置（附則第9条関係）

(ロ) 国又は都道府県が作成した一定の総合的な地域開発に関する計画に基づき、主として工場、住宅又は流通業務施設の用に供する目的で行われる一団の土地の造成に関する事業を行う法人に係る資本割の課税標準の特例措置（附則第9条関係）

(ハ) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する指定事業者に係る資本割の課税標準の特例措置（附則第39条関係）

三 不動産取得税

1 社会医療法人が取得する医療法に規定する救急医療等確保事業に係る業務の用に供する一定の不動産について、非課税とする特例措置を講ずること。（第73条の4関係）

2 農業経営基盤強化促進法に規定する農地所有者代理事業により取得する農用地区域内にある土地について、当該取得が平成23年3月31日までに行われたときに限り、当該土地の価格の3分の1に相当する額（当該取得が他の土地との交換による取得である場合には、当該3分の1に相当する額又は交換によって失った土地の固定資産課税台帳に登録された価格等に相当する額のいずれか多い額）を価格から控除する課税標準の特例措置を講ずること。（附則第11条関係）

3 医療関係者の養成所において教育の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象に一般社団法人及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものに限る。）、社会医療法人等が取得する不動産を追加すること。（第73条の4関係）

4 信託の効力が生じた時から引き続き委託者のみが信託財産の元本の受益者である信託により受託者から信託財産を移す場合における不動産の取得に係る非課税措置について、対象に受託者から当該信託の効力が生じた時における委託者の相続人等に信託財産を移す場合における不動産の取得

を追加すること。(第 73 条の 7 関係)

- 5 農地保有合理化法人が取得する土地に係る納税義務の免除措置及び課税標準の特例措置について、対象に農業経営基盤強化促進法に規定する農地利用集積円滑化団体が取得する土地を追加すること。(第 73 条の 27 の 6、第 73 条の 27 の 7、附則第 11 条、附則第 11 条の 7 関係)
- 6 産業活力再生特別措置法に規定する認定事業再構築事業者等が認定事業再構築計画等に従った事業譲渡により取得する不動産に係る税額の減額措置について、対象に一定の要件を満たす資産譲渡により取得する不動産を追加したうえ、その適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条の 4 関係)
- 7 生前一括贈与により取得する農地等に係る徴収猶予措置について、徴収猶予を受けている者が障害等により営農継続が困難な状態となり農地等の貸付けを行った場合で生前一括贈与に係る贈与税の納税猶予の継続が認められるときは、徴収猶予の継続を認めることとすること。(附則第 12 条関係)
- 8 次のとおり非課税措置等の適用期限を延長すること。
 - (一) 預金保険法に規定する協定銀行が協定の定めにより内閣総理大臣のあっせんを受けて行う破綻金融機関等の事業の譲受け又は預金保険機構の委託を受けて行う資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 10 条関係)
 - (二) 鉄道事業者が取得する全国新幹線鉄道整備法に規定する建設線の営業の開始に伴い廃止された鉄道事業に係る一定の不動産に係る非課税措置の適用期限を平成 28 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 10 条関係)
 - (三) 保険業法に規定する協定銀行が協定の定めにより保険契約者保護機構の委託を受けて行う破綻保険会社等の資産の買取りにより取得する不動産に係る非課税措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 10 条関係)
 - (四) 日本環境安全事業株式会社が取得する一定の事業の用に供する不動産

に係る非課税措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。

(附則第 10 条関係)

(㉒) 駐車場法に基づく駐車場整備計画に従って取得する一定の自動二輪車専用駐車場の用に供する家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)

(㉓) 一定の特定目的会社が資産流動化計画に基づき取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)

(㉔) 河川法に規定する河川立体区域に係る河川管理施設の整備に係る事業の用に供するために使用された土地の上に建築されていた家屋について移転補償金を受けた者が当該土地の上に取得する代替家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)

(㉕) 民間都市開発の推進に関する特別措置法に規定する認定計画に記載された土地の交換により隣接土地の所有者が取得する事業区域外の認定事業者が所有する土地(首都圏整備法に規定する既成市街地等の区域内にあるものを除く。)に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)

(㉖) 信託会社等が投資信託の引受けにより取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。

(附則第 11 条関係)

(㉗) 一定の投資法人が取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)

(㉘) 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に規定する選定事業者が政府の補助を受けて取得する廃棄物の処理及び清掃に関する法律に規定する一般廃棄物処理施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 22 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)

- (㉔) 都市再生特別措置法に規定する認定事業者が認定計画に基づき取得する認定事業の用に供する不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)
- (㉕) 一般放送事業者が高度テレビジョン放送施設整備促進臨時措置法に規定する認定計画に従って実施する事業により取得する高度テレビジョン放送施設の用に供する一定の家屋に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)
- (㉖) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業者が認定整備事業計画に基づき取得する認定整備事業の用に供する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)
- (㉗) 都市再生特別措置法に規定する認定整備事業計画に係る整備事業区域内の不動産の所有者が当該不動産を認定整備事業者又は独立行政法人都市再生機構に譲渡し、従前の不動産に代わるものとして取得する一定の不動産に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)
- (㉘) 農業経営基盤強化促進法に規定する特定農業法人が協議又は調停により取得する農用地区域内にある土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)
- (㉙) 密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律に規定する認定事業者が一定の認定建替計画に基づき取得する土地に係る課税標準の特例措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)
- (㉚) 住宅及び土地の取得に係る標準税率(本則 4%)を 3%とする特例措置の適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条の 2 関係)
- (㉛) 心身障害者を多数雇用する事業所の事業主が障害者の雇用の促進等に関する法律に規定する助成金の支給を受けて取得する一定の事業の用に

供する施設に係る税額の減額措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条の 4 関係)

(四) 入会林野等に係る権利関係の近代化の助長に関する法律の規定に基づき入会権者等が取得する一定の土地に係る税額の減額措置の適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条の 4 関係)

(五) 宅地評価土地の取得に係る課税標準を価格の 2 分の 1 とする特例措置の適用期限を平成 24 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条の 5 関係)

9 次のとおり納税義務の免除措置等を改めること。

(一) 事業協同組合等が独立行政法人中小企業基盤整備機構法に規定する資金の貸付けを受けて取得した一定の不動産をその組合員等に譲渡した場合における納税義務の免除措置について、対象から商店街振興組合が取得した不動産を譲渡した場合を除外すること。(第 73 条の 27 の 5 関係)

(二) 独立行政法人都市再生機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置について、対象から分譲住宅に係る業務の用に供する土地を除外したうえ、その適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 10 条関係)

(三) 農業経営基盤強化促進法に規定にする農用地利用集積計画に基づき取得する農業振興地域内にある土地に係る課税標準の特例措置について、対象を農用地区域内にある土地に限定したうえ、その適用期限を平成 23 年 3 月 31 日まで延長すること。(附則第 11 条関係)

10 次に掲げる非課税措置等を廃止すること。

(一) 独立行政法人空港周辺整備機構が取得する公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律に規定する業務の用に供する一定の不動産に係る非課税措置(第 73 条の 4 関係)

(二) 農地法の規定によって国から土地を売り渡された場合における当該土地の取得に係る非課税措置(第 73 条の 5 関係)

(三) 独立行政法人環境再生保全機構が取得する一定の業務の用に供する不

動産に係る非課税措置（附則第 10 条関係）

(四) 独立行政法人中小企業基盤整備機構が取得する一定の業務の用に供する不動産に係る非課税措置（附則第 10 条関係）

(五) 都市計画施設の用に供される土地（従前の土地）の所有者が独立行政法人都市再生機構法に規定する認可計画に基づき、解散前の都市基盤整備公団が業務の用に供するものとして取得した土地（特定土地）を当該従前の土地との交換により取得する場合における当該特定土地に係る課税標準の特例措置（附則第 11 条関係）

(六) 関西文化学術研究都市建設促進法に規定する指定事業者が取得する一定の文化学術研究交流施設及びその土地に係る課税標準の特例措置及び税額の減額措置（附則第 39 条関係）

四 自動車取得税

1 自動車取得税を目的税から道府県の普通税とすること。（第 2 章第 7 節関係）

2 目的規定及び使途規定を削ること。（旧法第 699 条、旧法第 699 条の 33 関係）

3 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得が平成 24 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、自動車取得税を課することができないものとする特例措置を講ずること。（附則第 12 条の 2 の 2 関係）

(一) 電気自動車

(二) 車両総重量が 3・5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないもの

(三) 車両総重量が 3・5 トンを超える天然ガス自動車のうち、平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の 10 分の 9 を超えないもの

(四) プラグインハイブリッド自動車

(イ) 車両総重量が 3・5 トン以下のハイブリッド自動車のうち、平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が当該基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものであって、エネルギーの使用の合理化に関する法律に規定するエネルギー消費効率（以下「エネルギー消費効率」という。）が同法の規定により定められる製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して定めるエネルギー消費効率（以下「基準エネルギー消費効率」という。）に 100 分の 125 を乗じて得た数値以上のもの

(ロ) 車両総重量が 3・5 トンを超えるハイブリッド自動車のうち、平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が当該基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないものであって、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

(ハ) 車両総重量が 3・5 トン以下の一定のディーゼル自動車のうち、平成 21 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合するもの

4 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して課する税率は、当該取得が平成 24 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に 4 分の 1 を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。（附則第 12 条の 2 の 2 関係）

(ニ) 車両総重量が 12 トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成 21 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

(ホ) 車両総重量が 3・5 トンを超え 12 トン以下のディーゼル自動車のうち、平成 22 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排

出ガス保安基準に適合し、かつ、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

- (イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないもの

5 次に掲げる自動車で初めて新規登録等を受けるものの取得に対して課する税率は、当該取得が平成 24 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、本特例措置の適用がないものとした場合の税率に 2 分の 1 を乗じて得た率とする特例措置を講ずること。(附則第 12 条の 2 の 2 関係)

- (イ) 車両総重量が 3・5 トンを超えるディーゼル自動車のうち、平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合し、かつ、窒素酸化物又は粒子状物質の排出量が当該基準に定める窒素酸化物又は粒子状物質の値の 10 分の 9 を超えないものであって、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率以上のもの

- (ロ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないもの

6 プラグインハイブリッド自動車で初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車の取得について、当該取得が平成 24 年 3 月 31 日までに行われたときに限り、税率から 100 分の 2.4 を軽減する特例措置を講ずること。(附則第 12 条の 2 の 2 関係)

7 電気自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車としたうえ、その適用期限を 3 年延長すること。
(附則第 12 条の 2 の 2 関係)

8 天然ガス自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車としたうえ、その適用期限を 3 年延長するこ

と。(附則第 12 条の 2 の 2 関係)

- 9 ハイブリッド自動車(バス・トラック)に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車としたうえ、その適用期限を 3 年延長すること。(附則第 12 条の 2 の 2 関係)
- 10 ハイブリッド自動車(バス・トラック以外)に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車で、エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値以上のものに限定するとともに、税率から軽減する率を 100 分の 16 (現行 100 分の 18) としたうえ、その適用期限を 3 年延長すること。(附則第 12 条の 2 の 2 関係)
- 11 車両総重量が 3・5 トンを超えるディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。(附則第 12 条の 2 の 2 関係)
- 12 車両総重量が 3・5 トン以下の一定のディーゼル自動車に係る税率の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。(附則第 12 条の 2 の 2 関係)
- 13 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 125 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。(附則第 12 条の 2 の 2 関係)
- 14 エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率に 100 分の 115 を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値の 4 分の 1 を超えないものに係る課税標準の特例措置について、対象を初めて新規登録等を受けるもの以外の自動車とすること。(附則第 12 条の 2 の 2 関係)

- 15 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法が適用される地域内において、窒素酸化物又は粒子状物質の排出基準に適合しない一定の自動車を廃車して新たに当該排出基準に適合し、かつ、平成 17 年 10 月 1 日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に適合した自動車を取得した場合における税率の特例措置を廃止すること。(旧法附則第 32 条関係)

五 軽油引取税

- 1 軽油引取税を目的税から道府県の普通税とすること。(第 2 章第 7 節の 2 関係)
- 2 目的規定及び使途規定を削ること。(旧法第 700 条、旧法第 700 条の 50 関係)
- 3 石油化学製品を製造する事業を営む者が当該事業の事業場においてエチレンその他の一定の石油化学製品を製造するためにその原料の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずること。(第 144 条の 6 関係)
- 4 平成 24 年 3 月 31 日までに行われる次に掲げる軽油の引取りについて、軽油引取税の課税免除措置を講ずること。(附則第 12 条の 2 の 4 関係)
 - (一) 船舶の使用者が当該船舶の動力源に供する軽油の引取り
 - (二) 海上保安庁その他一定の者が航路標識法の規定により設置し、及び管理する航路標識の電源の用途その他公用又は公共の用に供する施設又は機械の電源又は動力源の用途で一定のものに供する軽油の引取り
 - (三) 鉄道事業又は軌道事業を営む者その他一定の者が鉄道用車両、軌道用車両又はこれらの車両に類する一定のものの動力源に供する軽油の引取り
 - (四) 農業又は林業を営む者その他一定の者が動力耕うん機その他の一定の機械の動力源に供する軽油の引取り
 - (五) 陶磁器製造業、木材加工業その他の一定の事業を営む者が製造工程における焼成又は乾燥の用途、これらの事業の事業場において使用する機

械又は装置の動力源の用途その他の一定の用途に供する軽油の引取り

六 固定資産税及び都市計画税

- 1 平成 21 年度の固定資産税の評価替えに伴い、土地に係る平成 21 年度から平成 23 年度までの各年度分の固定資産税及び都市計画税の負担についての調整措置を次のとおり講ずること。

- (イ) 宅地等に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該宅地等に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格（住宅用地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける宅地等については当該特例措置の適用後の額）に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とした場合の税額（以下「宅地等調整税額」という。）を超える場合には、当該宅地等調整税額とすること。ただし、宅地等調整税額は、当該宅地等調整税額が、当該住宅用地又は商業地等の当該年度の価格に 10 分の 8 又は 10 分の 6 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該宅地等の当該年度の価格に 10 分の 2 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。（附則第 17 条、第 18 条、第 18 条の 3、第 22 条、第 24 条、第 25 条、第 25 条の 3、第 27 条の 5、第 28 条関係）
- (ロ) (イ)にかかわらず、住宅用地のうち負担水準（前年度課税標準額の当該年度の価格（住宅用地又は市街化区域農地に係る課税標準の特例措置の適用を受ける土地については当該特例措置の適用後の額）に対する割合をいう。以下同じ。）が 0.8 以上の土地及び商業地等のうち負担水準が 0.6 以上 0.7 以下の土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、前年度の税額とすること。（附則第 18 条、第 25 条関係）
- (ハ) (イ)にかかわらず、商業地等のうち負担水準が 0.7 を超える土地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該年度の価格に 10 分の 7 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額とすること。（附則第 18 条、第 25 条関係）

- (四) 農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、負担水準の区分に応じて求める次の表に掲げる負担調整率を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とすること。(附則第 19 条、第 26 条関係)

負担水準の区分	負担調整率
0.9 以上のもの	1.025
0.8 以上 0.9 未満のもの	1.05
0.7 以上 0.8 未満のもの	1.075
0.7 未満のもの	1.1

- (五) 三大都市圏の特定市の市街化区域農地については、次のとおり税負担の調整措置を講ずること。

ア 市街化区域農地に係る固定資産税及び都市計画税の額については、当該市街化区域農地に係る当該年度分の税額が、前年度分の課税標準額に、当該年度の価格の 3 分の 1 (都市計画税は 3 分の 2) の額に 100 分の 5 を乗じて得た額を加算した額 (以下「市街化区域農地調整税額」という。) を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該市街化区域農地調整税額とすること。ただし、市街化区域農地調整税額は、当該市街化区域農地調整税額が、当該市街化区域農地の当該年度の価格の 3 分の 1 (都市計画税は 3 分の 2) の額に 10 分の 8 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額を超える場合には、当該税額とし、当該市街化区域農地の当該年度の価格の 3 分の 1 (都市計画税は 3 分の 2) の額に 10 分の 2 を乗じて得た額を課税標準額とした場合の税額に満たない場合には、当該税額とすること。(附則第 19 条の 4、第 27 条の 2 関係)

イ アにかかわらず、市街化区域農地のうち負担水準が 0.8 以上の土地